

# ～患者さまへ～

## 院外処方せんの「一般名処方」開始のお知らせ

2021年1月25日より、当院では、院外処方せんの「一般名処方」を開始いたします。  
処方せんへの記載が変わりますが、一般名処方となりましても、「先発医薬品」、「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」のどちらでも選ぶことができ、これまで通りのお薬を保険薬局にて調剤していただけます。

### 《一般名処方とは？》

お薬の有効成分名（一般名）を処方せんに記載する方法です。

処方せんには、

**【般】 + 「一般名」 + 「剤形」（錠剤・散剤など） + 「含量」** で記載されます。

\* 医師が商品名を指定して処方する場合や、後発品が存在しないお薬などに対しては、今まで通りの商品名での記載となります。

### 《変更点：2021年1月25日からの処方せん》

処方せんに**【般】**と入っているものは、一般名の表記になります。

この場合は患者様ご自身が保険薬局で先発医薬品または後発医薬品を選択することができます。

★ご不明な点がございましたら、当院薬剤部へお問合せ下さい。（代表：0138-52-1231）